

「平成 18 年度包括外部監査結果報告書」の概要

1 包括外部監査人等

- ① 包括外部監査人氏名 やまもとしゅういち
山元修一
- ② 包括外部監査人資格 公認会計士
- ③ 補助者 監査委員と協議のうえ 7 名の補助者（事務補助者除く）を選定し、計 8 名で監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

3 監査のテーマ及び選定理由

(1) 企業局

- ① 電気事業
- ② 工業用水道事業
- ③ 有料駐車場事業

〈選定理由〉

県から平成 17 年度に企業局に交付された補助金は 4 億 9 千万円、企業局の平成 17 年度末における企業債未償還残高及び一般会計借入残高はそれぞれ 135 億円及び 91 億円であり、企業局の事業の状況は県の財政に大きな影響を及ぼす可能性がある。このため、企業局の財政状況を把握するとともに、財政事務が関係法令に準拠して遂行されているか、事業の管理が経済性、効率性、適正性の観点から適切に行われているかについて検討する必要性を認めた。

(2) 財政援助団体

- ① 社団法人 熊本県畜産協会
- ② 財団法人 くまもとテクノ産業財団

〈選定理由〉

上記 2 法人は、熊本県がそれぞれ出資総額の 80.7%（財団法人 くまもとテクノ産業財団）及び 40.9%（社団法人 熊本県畜産協会）を出資している団体である。所管課は商工観光労働部産業支援課と農林水産部畜産課であり、熊本県の産業振興や畜産振興に重要な役割を担っているものである。

よって、その内容を監査し、経済性、効率性、適正性等を検証することは熊本県の財政運営にとっても重要であると判断した。

(3) 人件費

〈選定理由〉

熊本県の財政は厳しい状況にあり、支出の見直しが進められている。人件費は支出のうちでも大きな比率を占めており、重要な費用である。

このため、人件費に関する事務の執行の合規性及び経済性、効率性、有効性について監査を行うことが有用であると判断した。

4 監査結果及び監査意見の概要

(1) 企業局

〈主な監査結果〉

① 未払利息の未計上について（工業用水道事業）

一般会計からの借入金は年度末を償還日として実行されているが財源がないため償還できず毎年償還延期で対応している。同時に利息についても財源がないため支払猶予を受けている。

猶予を受けている 3,322 百万円の未払利息が未計上となっている。契約上はあくまでも猶予であり、支払義務を免除されているものではないため、計上する必要があると思われる。

〈主な監査意見〉

① 利用台数及び利用料金の推移（有料駐車場事業）

県営有料駐車場の利用台数及び利用料金は昭和 63 年をピークに平成 16 年度は台数で 57%、料金で 70%の水準まで落ち込んでいる。

県営有料駐車場の普通駐車利用平均時間は 4 時間半程度となっており、昼夜平均の駐車率は約 60%である。

近隣のコインパーキング等の駐車料水準を考慮すると最初の 1 時間の駐車料金 320 円が高いため 3 時間以内の利用者に敬遠されていることも考えられる。

既に平成 18 年度から夜間料金を導入しているが、さらなる利用者サービスの向上に向け料金体系の見直しを検討する必要があると考える。

② 引当金の計上について（共通）

事業によっては、引当金の計上について適当でないと思われるケースが見受けられる。

経営状況を適切に判断するためには、財務書類によって経営の成果、効率性及び財政状態が適正に表示される必要があり、その観点から退職給与引当金については期末要支給額を引き当て、修繕準備引当金については一定の基準に従って引き当てることが望ましい。

③ 独立採算性について（共通）

事業間の貸付や一般会計からの借入及び補助等は、独立採算性の視点からは問題

が残る。

特に電気事業から工業用水道事業への貸付については、長期的な観点から資金繰りに配慮し、投資が困難とならないよう十分に注意することが必要である。

(2) 財政援助団体

〈主な監査結果〉

① 補助事業及び受託事業について（熊本県畜産協会）

補助事業及び受託事業について、実績報告書と収支報告書とで収支内容が相違しているケースがあった。

また、管理費の人件費をすべて事業費に振り替えた結果、管理費の人件費が計上されていないケースもある。

少なくとも各事業に直接係わらず協会全体の運営管理を行う専務理事、事務局長の人件費の一部は管理費として計上される性格である。

② 特定資産について（熊本県畜産協会）

特別の積立預金、減価償却引当預金、退職給与引当預金等特定資産として計上されているものの中に、将来の事業運営上必要とされる特定の目的の支出に充てるための特定資金として法人として明確な事業計画、支出予定がない資金が含まれている。

必要額以上の資金については特定資産としての預金ではなく、支払資金として流動資産の預金として計上すべきである。

③ 職員給与の能力給制度の導入について（くまもとテクノ産業財団）

能力給制度の導入に伴い職員給与規程が平成18年3月16日に改正されているが規定の改正手続き及びその後の運用に問題点が見受けられる。

〈主な監査意見〉

① 中心市街地商業活性化推進事業助成金の交付手続きについて

（くまもとテクノ産業財団）

実績報告書に研修会の具体的な実施内容が記載されておらず、又添付書類の不備があるにもかかわらず助成金が交付されているケースがあり適切な処理といえない。

② 法人全般について（くまもとテクノ産業財団）

理事会、評議員会等の適切な運営を行うために出席率の改善が望まれる。又、理事会、理事長、事務局長等の決議事項の見直しが必要である。

(3) 人件費

〈主な監査結果〉

① 特殊勤務手当

訓練教育手当や速記手当の支給に関して手当の対象となる業務に従事していない月にも支給されている事例が見受けられる。（速記手当については、平成18年4月

から実績に応じて日額にて支給するよう改正済み)

〈主な監査意見〉

① 病気休暇について

有給休暇とは別の制度である病気休暇の運用で、診断書の添付や休暇願いの提出がなされたケースが少なかったことを考慮すると、病気休暇の取得基準を明確にし厳格に運用すべきである。

② 調整手当(地域手当)

調整手当の支給対象地域から支給対象外の地域への異動後も1年間調整手当が支給されている。支給対象地域での勤務時での支給は理解できるが対象外地域での支給の合理性はなく廃止すべきである。

③ その他の手当一般について

さまざまな手当の規程、運用両面についての見直しを要する。